

第 32 回 共同実施事業管理委員会 東京都作業部会  
議事要旨

日時：令和元年5月20日（月）14:45～15:15

会場：東京都庁第一本庁舎 33 階南側 A-1 会議室

1 開会

2 議事

(1) 3x3 Basketball におけるキャノピー（イベント用テント）業者との  
契約締結について

<説明・確認>

- ・事業の概要について組織委員会から説明。個別案件確認表について、組織委員会及び東京都からそれぞれ説明。
- ・「東京都が負担する経費の基本的な考え方」の4点に対応していることを確認。

<質疑、意見など>

- ・資料1「2. 審議事項」に記載の「維持管理」とはどのようなものか。  
⇒4月末から機材を設置するため、例えば台風の際にテントを畳む、音響機材のつりさげに不具合が生じたときに対応するなどを想定している。
- ・テントはクレーンが無くても張ることができるのか。  
⇒吊るしたまま畳める仕様となっているので、クレーンが無くても張ることができる。
- ・維持管理は Magic sky canopy system の社員が行うのか。  
⇒そのとおり。
- ・消費税が計上されているが、何に掛かるのか。  
⇒国内の設置の監修や維持管理の人件費。製品は特注であり一度ドイツで仮組や試作をする。その分の消費税は国内ではかからない。
- ・消費税は何%で計上しているのか。  
⇒8%。
- ・資料2の個別案件確認表の「納得性」の欄に、「製品及び設置に関する業者をIFが指定」とあるが、Magic sky canopy system と施工会社の両方が指定されているのか。  
⇒両方指定されている。もともとは Magic sky canopy system が施工も含めて指定されていたが、国内の免許がなく施工できないため、施工会社は国内の事業者が指定された。

- ・受注生産だがレンタルである。買取の場合とレンタルの場合で価格の比較は行っているか。

⇒Magic sky canopy systemは48時間以内にキャノピーを撤去できる特許を持っている。今回の競技日程上、48時間でキャノピーを片付ける必要があるが、国内の事業者ではできないと聞いている。国内の同規模のテントの場合、48時間以内に畳むことはできないが、仮にこれを製作した場合よりも本キャノピーをレンタルした方が安価であることが確認できており、レンタル価格は妥当と考える。

### 3 意見交換 特になし

### 4 閉会